

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

税金

△木曜は夜間納税相談日
市税事務所では、毎週木曜日に20時まで納税相談を行っています。

問 納税指導課 ☎(21) 2292

■市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		納税課	市民税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3914	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3913	207-3914	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3914	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3913	824-3914	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3913	618-3914	618-3918

7月31日(木)は
固定資産税・
都市計画税
(第2期分)
の納期限です

納税に関する
ご相談は
市税事務所
納税課(右表)へ

保険・年金

国民健康保険

△保険料が決まりました
1年間の保険料は、右下表の①～⑨の合計となり、最高

限度額は⑩～⑫となりました。なお、一定の所得以下の世帯は、均等割額と平等割額が減額となる場合があります。

■25年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の24年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×9.26%	④各加入者の24年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.55%	⑦40歳～64歳の各加入者の24年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×3.38%
均等割額(人数割額)	②17,040円×加入者数	⑤4,680円×加入者数	⑧6,420円×(40歳～64歳の加入者数)
平等割額(世帯割額)	③1世帯当たり33,100円	⑥1世帯当たり9,090円	⑨1世帯当たり9,570円
最高限度額	⑩51万円	⑪14万円	⑫12万円

△高齢受給者証の送付

国保に加入している昭和13年8月2日～18年8月1日生まれの方には、8月1日(木)から使用する高齢受給者証を7月下旬に送付します。

昭和18年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生日(1日生まれの方は誕生日の前月)中に高齢受給者証を送付します。

△高額療養費限度額適用認定証などの交付

病院などの窓口で支払う医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、食事代の減額認定を兼ねた認

定証)を交付します。保険証を区役所保険年金課に持参して申請してください。

△国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方、70歳以上の住民税非課税世帯の方。
問 区役所(1階)の保険年金課

後期高齢者医療制度



△新しい保険証の送付

新しい保険証を7月下旬に送付します。新しい保険証が届きましたら、古い保険証は裁断し破棄してください。有効期限は、今年から1年間に変更となります。

△減額認定証の交付

病院などの窓口で支払う医療費や食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。対象は住民税非課税世帯に属する被保険者です。

有効期限が7月31日(木)まで、25年度も非課税世帯と確認できる方には、新しい認定証を7月末までに送付します。確認できない場合は、所得申

告とともに申請が必要です。
問 区役所(1階)の保険年金課

審査あり。
問 中小企業支援センター ☎(20) 5511、HP

商店街の空き店舗への
新規出店を支援

△開業に掛かる費用を支援。
詳しくはお問い合わせを。
申 7月1日(月)から市役所15階産業振興課、HPで配布する申込書を、8月15日(木)(必着)まで。選考あり。
問 産業振興課 ☎(21) 2372、HP

開放特許活用ビジネス交流会

△開放特許を製品開発などに生かす方法を紹介。
日 7月24日(水)13時～17時。
所 コンベンションセンター(白石区東札幌6の1)。
申 7月21日(日)までに北海道発明協会 ☎(74) 7481へ。HP

卸売企業との商談会に参加
するメーカーを募集

日 11月12日(火)13時～19時、13日(水)10時～19時。
所 コンベンションセンター(白石区東札幌6の1)。
対 北海道・東北のメーカー。
料 3千円。札幌卸商連盟会員登録は無料。

申 市役所15階産業振興課、HPで配布中の申込書を、8月16日(金)まで。
問 産業振興課 ☎(21) 2372

事業者向け

若年者を正規雇用する
中小企業に助成金を支給

助成額 1人20万円(200人分)。
対 25歳～34歳の方を雇用する、食、観光、環境、健康・福祉の事業を行う中小企業など。6月以降の求人に限る。

申 中小企業支援センター(中央区北1西2経済センタービル内)で配布中の申請書を、来年2月28日(金)(必着)まで。